

# 五霞町罹災証明書の交付に関する要綱

## ○五霞町<sup>り</sup>罹災証明書の交付に関する要綱

令和2年4月1日

告示第33号

改正 令和2年12月11日告示第80号

令和4年3月25日告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第90条の2第1項の規定に基づき、災害によって生じた被害について、罹災証明書を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。

(2) 罹災 災害による被害のうち、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月内閣府(防災担当))により認定されるものをいう。

(3) 住家 現に人が居住のために使用している建物をいう。

(4) 罹災証明書 罹災した住家について、罹災の程度を証明するものをいう。

(罹災証明書の交付)

第3条 町長は、町の区域内において災害が発生したとき、当該災害で罹災した者(以下「罹災者」という。)からの申請に基づき、罹災証明書を交付するものとする。

(罹災証明書の対象)

第4条 罹災証明書による証明の対象は、災害により被害を受けた町内の住家で、町が調査し当該罹災の程度を証明できるものとする。

(罹災証明書の交付申請)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五霞町罹災証明書交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、罹災した日から起算して1年以内に町長に提出するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、罹災した日から起算して1年以上経過した日においても、申請することができる。

(1) 罹災した状況が確認できる写真

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請書に写真を添えることが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

3 申請者は、罹災した住家の所有者、使用者若しくは相続人又はそれらの者の委任を受けた者とする。

4 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、五霞町戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る本人確認事務取扱規則(平成30年五霞町規則第7号)第3条(第4項及び第5項を除く。)に規定する方法により本人確認を行うものとする。

(被害の状況の調査)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに災害の被害認定基準について及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき住家の被害の状況を調査しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請書に添えられた写真が災害の被害認定基準につい

## 五霞町罹災証明書の交付に関する要綱

て及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針が示す撮影の条件を満たすものであり、罹災の程度を確認することができるときは、申請者からの同意を得た上で、住家の被害の状況の調査を省略することができる。

(罹災証明書の交付)

第7条 町長は、前条の規定による調査によって、住家の被害と災害との因果関係及び被害の程度を確認することができたときは、罹災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

2 前項の罹災証明書を受領できる者(以下「受領者」という。)は、罹災した住家の所有者、使用者若しくは相続人又はそれらの者の委任を受けた者とし、五霞町戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る本人確認事務取扱規則第3条(第4項及び第5項を除く。)に規定する方法により本人確認を行うものとする。

3 町長は、同一の罹災について、受領者から再度申請書の提出があったときは、前条の規定による調査を省略し、罹災証明書を交付することができる。

4 第1項の罹災証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(罹災証明書の交付却下)

第8条 町長は、第6条の規定による調査をした結果、罹災した状況を確認できないときは、申請書の備考欄に罹災の程度を確認できない旨を記入し、申請者に罹災証明書の交付ができない旨を伝えるものとする。

(証明事項)

第9条 罹災証明書における証明事項は、罹災の程度等に関する事項とし、その金額については、証明しないものとする。

(罹災証明書の交付の特例)

第10条 罹災証明書の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該様式への証明をもって第7条第1項の規定による交付に代えることができる。

(再調査の申請)

第11条 第7条第1項の規定により、罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された罹災の程度について再調査を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、五霞町罹災認定再調査申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定により交付された罹災証明書

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による再調査の申請があった場合において、住家の被害の状況を再度調査し、交付した罹災証明書の内容を変更することが適当であると認めるときは、改めて罹災証明書を交付するものとする。

(手数料)

第12条 罹災証明書の交付に係る手数料は、五霞町手数料徴収条例(平成28年五霞町条例第4号)第6条の規定により免除するものとする。

(証明事項の取消し等)

第13条 町長は、受領者又は再受領者(第11条第2項の規定により改めて罹災証明書を交付された受領者をいう。)が偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたと認めるときは、当該証明書により証明した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに当該証明書を町長に返還しなければならない。

(台帳の整備)

## 五霞町罹災証明書の交付に関する要綱

第14条 町長は、罹災証明書の交付状況を明らかにするため、台帳を整備するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、罹災証明書の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第80号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年告示第23号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

五霞町罹災証明書の交付に関する要綱

様式第1号（第5条関係）

年 月

五霞町長 様

五霞町罹災証明書交付申請書

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者 (窓口に来た方)	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
申請者と罹災者 との関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者世帯員（続柄 <input type="checkbox"/> 居住者世帯主 <input type="checkbox"/> 居住者世帯員（続柄 <input type="checkbox"/> その他（その他の場合は、委任状が必要です）		
罹 災 状 況	罹災年月日	年 月 日 午前・午後 時	
	災害の原因		
	罹災者 ※所有者本人又は 居住者世帯主	住 所	
		氏 名	
		電話番号	
	罹災者区分	<input type="checkbox"/> 住家所有者 <input type="checkbox"/> 住家相続人 <input type="checkbox"/> 住家居住者 <input type="checkbox"/> その他（	
	罹災場所	<input type="checkbox"/> 罹災者の住所と同じ（記載不要）。 <input type="checkbox"/> 罹災者の住所と異なる。 （所在地	
	罹災住家種別	<input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅）	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災した状況を確認することができる写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類	
備 考			

様式第2号（第7条関係）

## 罹災証明書

第 年 月

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項	被災者区分： 世帯構成員：

罹災原因	
------	--

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	
追加記載事項	

※住家とは、現に居住（世帯が生活の拠点として日常的に使用していることをい  
めに使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応  
の対象となる住家）をいいます。

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

五霞町長

印

五霞町罹災証明書の交付に関する要綱

様式第3号（第11条関係）

年 月

五霞町長 様

五霞町罹災認定再調査申請書

罹災の程度に係る再調査について、次のとおり申請します。

申請者 (窓口に来た方)	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
申請者と罹災者 との関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者世帯員（続柄    ） <input type="checkbox"/> 居住者世帯主 <input type="checkbox"/> 居住者世帯員（続柄    ） <input type="checkbox"/> その他（その他の場合は、委任状が必要です。）	
罹災状況	再調査理由	
	交付された 罹災証明書のり 災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
	再調査を申し出 る箇所	<input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱又は耐力壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 床（階段を含む。） <input type="checkbox"/> 基礎
	添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類
	備 考	

## 五霞町罹災証明書の交付に関する要綱

- 様式第1号(第5条関係)
- 様式第2号(第7条関係)
- 様式第3号(第11条関係)